

## 第3期山形県ツキノワグマ管理計画（素案）に対する市町村からの意見と対応について

市町村名	照会期間（2月8日～2月22日）に市町村から寄せられた意見	意見に対する県の対応又は考え方
上市市	【P10（2）（ア）被害管理と防除対策について】 ・ 農作物の食害のあった耕作者に電気柵の設置を推進するが、対応してくれる人は少なく設置に対し補助があれば防除範囲が拡大するものと考えます。	→ 農作物被害防止を目的に行う電気柵の設置については、県担当部局と連携し、鳥獣被害防止総合対策交付金の活用や県単独補助金により支援を図っていく。
寒河江市	【P12 年度毎の捕獲水準】 ・ 捕獲水準は、人里への出没状況や農林被害状況等を勘案し、特に地域住民の人的被害が出ることはないよう、加除すべきである。	→ 年度毎に行う捕獲水準の加除は、計画期末（平成33年度末）の推定生息数が概ね2,000頭になることを目標に行うものである。年度毎の捕獲水準については、計画期末の推定生息数が概ね2,000頭を下回る見通しとなった場合を除いて許可頭数の上限とならず、必要な捕獲許可を制限するものにならないと考える。
米沢市	【P45（2）】 ・ 資料5が欠落している。	→ 資料6を資料5とし、以後、資料番号を1ずつ繰り上げる。
米沢市	【P167（3）キ（イ）b（b）】 ・ 「箱わなの種類については、捕獲上の安全性の確保や錯誤捕獲の場合等の放獣対応を考慮し、「改良型ドラム缶式わな」の使用を推奨する。」とあるが、山形県の指導により、本市管轄地域においてもできる限り徹底していただくようお願いしたい。	→ 県において指導に努めるので、市町村においても理解と協力をお願いしたい。
高島町	【P17（ウ）地域区分毎の許可方針】 ・ 酪農家では自家用のデントコーン（飼料作物）を大規模に栽培しており、ツキノワグマによる食害が発生している。対策として電気柵設置等を講じたところであるが、栽培面積が多く、また複数の場所に栽培していることや、その設置費用も含め経営面で割に合わない状況にある。また、電気柵を設置した場合、漏電防止のため草刈作業を常に行う必要もあるなど、経費、労力の両面で負担が大きい。 また、ツキノワグマによるデントコーン畑の被害は、畑地の中央付近で発生しており、特にデントコーンは草丈が高いため、食害及びツキノワグマが畑地内にいるかどうかの確認は畑地内に進入しないと判断できない状況にあり、管理作業や刈り取り等の作業は極めて危険である。 以上のことから、ツキノワグマによる食害が発生したデントコーン畑の近くに同様の畑地がある場合は、クマによる食害の可能性が極めて高いことを踏まえ、酪農家の作業における安全面、また近隣に住宅がある場合もあることも考慮し、捕獲許可の判断について、「実態に応じて行うものとする。」に基づき、上記の現状をご理解のうえ、捕獲基準の緩和を要望します。	→ 素案によれば、デントコーン畑については、防除地域に該当し、「人が活動する時間又は場所の近くに反復して出没する場合」は、「現に人畜等に危害を加えるおそれがある場合」に該当するものとして、市町村による許可が可能と判断される。 「人が活動する時間又は場所の近くに反復して出没する場合」に該当するかどうかは、現場の条件や出没状況等、実態に従って判断すべき以外にないが、山林などに接する畑でデントコーンの背丈が伸びた時期であれば、日中の刈り取り作業を行う時間帯であってもツキノワグマが人目に付かずにデントコーン畑内に侵入する可能性があり、近隣でデントコーンの食害が複数確認されているなど、反復して出没した形跡があれば、作業者の安全確保のために市町村許可案件に該当するものと考えられる。
鶴岡市	【P97 具体的な管理目標と管理方式（1）生息環境管理 ア 主要生息域における管理方式】 ・ （ア）の文中「（前略）ツキノワグマの主要な生息地である出羽山地や朝日・飯豊山地・奥羽山脈等の主要な山系に（後略）」について、国の「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）」において、ツキノワグマの保護管理ユニット区分では、山形県内のユニットは、鳥海山地、月山・朝日飯豊、南奥羽の3つに分けられて設定されている。また、東北森林管理局が野生動植物個体群の交流を可能にするために設けた「緑の回廊」では、「鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊」と「奥羽山脈緑の回廊」の2つが設定されている。 ・ 現行案では、鳥海山系に対する記載がないことに加え、一つの区域として管理方式を設定している。かつて、鳥海山系のツキノワグマが減少したことも鑑みれば、隣県との調整も図りつつ、管理区域とともに管理方式を設定すべきである。	→ 国土地理院によると、出羽山地は秋田県中央部から本県北部にかけて連続する山地を指し、本県では鳥海山、加無山、甌山などが含まれる。よって、素案の記述でツキノワグマの主要な生息地に鳥海山系が含まれていることになるかと考える。
鶴岡市	【P19（4）モニタリング】 ・ 国の「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）」において、生息状況のモニタリングに対して、より高精度でかつ簡便な生息数調査方法としてDNAを使った個体識別法の応用であるヘアトラップ法が紹介されているが、これに対する取組計画が無い。	→ ツキノワグマの生息数を推定するためのモニタリング手法については、精度、持続可能性（コスト、調査体制）の両面から勘案し、検討を重ねてきた結果、当面は目視調査とカメラトラップ調査の併用を進めていくこととしている。ヘアトラップ調査については、カメラトラップ調査等と比較して精度の面で優位性があるが、相対的にコストが高く、本県において一定規模で継続して取り組むことは困難と判断している。
鶴岡市	【全体意見】 ・ クマ類の被害とニホンジカの被害発生にはある種の相関性がみられることについては各種の研究報告が出されている。特にニホンジカが増えると森林内に果実をつける樹木が少なくなり、農作物に対するシカの被害も多くなるがクマの被害も多くなる。またニホンジカとカモシカの生息についてもニホンジカが増えるとカモシカが減るなどの関係が報告されている。 ・ ツキノワグマとニホンジカやイノシシの農作物被害や人身に対する脅威を比較した場合、どちらの被害が甚大になるのかというのは西日本の現状を見れば明白であり、ツキノワグマの生息数の管理は重要なカギになると思われる。	→ ニホンジカ管理計画を策定する際など、今後の参考にさせていただきたい。